

令和4年度重度心身障害者タクシー利用券についてのご案内

1. 神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成について

【対象となる方】

次の要件にすべてあてはまる方が交付対象となります。

- (1) 神戸市内に在住の方。
- (2) 身体障害者手帳（視力・下肢・体幹・移動機能・内部のいずれかの障害名で1～2級）、療育手帳（重度の知的障害A判定）、または精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方。
- (3) 福祉乗車証、敬老優待乗車証、および自動車燃料費助成をいずれも受けていない方（併給はできません）。

【交付申請に必要なもの】

交付申請には、①障害者手帳、②この利用券綴の残り(更新の方のみ)が必要です。ご家族等代理人が申請手続きを行う場合は、①～②に加えて、その代理人の身分証明となるもの（免許証等）を併せて持参してください。

来年度分の利用券の交付申請手続きは、令和5年3月22日（水）から開始する予定です。

※個別に通知はいたしません。

【交付枚数】

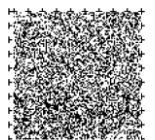
1枚500円のタクシー利用券を、年間72枚交付します。

※5月以降の交付の場合は、交付月に応じて、利用券の枚数が減数（つき6枚ずつ）します。

（（例）4月：72枚、5月：66枚、6月：60枚）

【有効期間】

令和4年度タクシー利用券の有効期間は、令和4年4月1日～令和5年3月31日です。有効期間を過ぎた利用券は使用できませんので、ご注意ください。



2. タクシー利用券の使い方

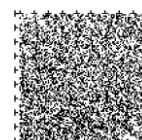
- (1) タクシー利用券の使用は、交付されたご本人に限ります。
- (2) 利用券を使用する際には、乗車時に乗務員に使用する旨を伝え、かつ障害者手帳を必ず提示してください。（タクシー料金の障害者割引（1割引）は、このタクシー利用券の使用の有無に関わらず、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の提示により受けることができます。）
- ※ただし、精神障害者保健福祉手帳で割引が適用されるかは、各タクシー会社によって異なります。
- (3) 1回の乗車につき、最高3枚まで使用できます。（下記の表参照）

1回の乗車あたりの障害者割引後の料金	タクシー利用券ご使用方法
① 1,000 円未満	利用券1枚+残額(2枚以上は利用不可)
② 1,000 円以上1,500 円未満	利用券2枚まで+残額(3枚以上は利用不可)
③ 1,500 円以上	利用券3枚まで+残額(4枚以上は利用不可)

- (4) タクシー利用券は、重度心身障害者タクシー利用助成事業の実施について神戸市と契約を締結している事業者のタクシー（次ページ以降参照）に、兵庫県内または大阪国際空港内で、乗車または降車をする場合に限りご使用いただけます。

※使用上の注意

- ・必ず利用券綴の表紙に、利用者名と住所を記入してください。
- ・利用券を介護保険や障害者総合支援法のサービス利用に充てることはできません。
- ・利用券を紛失等されても、再発行はいたしません。取り扱いに注意してください。
- ・交付資格が喪失した時や、市外に転出される際には利用券を返却してください。
- ・利用券を不正に使用した時は、ご本人に使用分のご負担をしていただきますのでご注意ください。また、利用券の返還を命じ、以後の交付を停止することがあります。



【お問い合わせ先】

各区保健福祉課タクシー利用助成担当へ

区	住 所	電話(代表)
東灘区役所 ※1	〒658-8570 東灘区住吉東町5丁目2-1	841-4131
灘区役所	〒657-0036 灘区桜口町4丁目2-1	843-7001
中央区役所	〒651-8570 中央区雲井通5丁目1-1	232-4411
兵庫区役所	〒652-8570 兵庫区荒田町1丁目21-1	511-2111
北区役所	〒651-1195 北区鈴蘭台北町1丁目9-1	593-1111
北神区役所	〒651-1302 北区藤原台中町1丁目2-1	981-5377
長田区役所 ※1	〒653-8570 長田区北町3丁目4-3	579-2311
須磨区役所	〒654-8570 須磨区大黒町4丁目1-1	731-4341
北須磨支所	〒654-0154 須磨区中落合2丁目2-5	793-1444
垂水区役所	〒655-8570 垂水区日向1丁目5-1	708-5151
西区役所	〒651-2295 西区糀台5丁目4-1	940-9501
玉津支所	〒651-2195 西区玉津町小山180-3	965-6400

※1は管理係

